

6月1日～7日は水道週間です

第60回水道週間スローガン
水道水 安全 おいしい 金メダル

市では安全で安心な水道水を安定的に供給するため、災害に備え、老朽化しつつある施設や管路の整備を計画的に進めるほか、定期的に水質の検査を行っています。

市ホームページで水質検査結果、水道Q&Aなどを掲載しています。水道の利用に関してご不明な点がありましたら、水道課までお問い合わせください。

なお、転入や転出の場合は電話連絡のほかに、便利なインターネットを利用して行う電子申請も受け付けていますので、ご利用ください。

★水道課 ☎ 2151

水道管の破損に注意
家屋などを解体している際に水道管を破損し、漏水してしまう事例があります。解体工事をする場合、敷地内の水道管の有無や配管状況を事前に調査してください。

水道料金の支払いは便利な口座振替をご利用ください
申し込みは、お持ちの預金口座の金融機関窓口、水道課、水道窓口（アスピーア）で申し込みをお願いします。申し込みの際、通帳・届印・お客様番号の控え（検針票・領収書など）をご持参ください。窓口に来られない場合、水道課へ連絡いただければ、申し込みはがきを郵送します。

口座振替取扱金融機関
埼玉りそな銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、みずほ銀行、しのめ信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、アイオー信用金庫、佐波伊勢崎農業協同組合

水道水の水質検査の結果（平成29年度）

検査項目	水質の基準	検査結果	
		本庄地域	児玉地域
大腸菌	検出されないこと	検出されず	検出されず
ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	18mg/ℓ程度	12mg/ℓ程度
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	168mg/ℓ程度	70mg/ℓ程度
pH値	5.8～8.6	7.5程度	7.0程度
残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.3mg/ℓ程度	0.3mg/ℓ程度
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	6.5mg/ℓ程度	2.3mg/ℓ程度

※検査結果の値は、特定の給水栓（本庄地域4か所、児玉地域2か所）で年4回行った検査の平均値です。

下水道課からのお知らせ

★下水道課 ☎ 1146

公共下水道への接続

公共下水道の使える区域になっているご家庭は遅滞なく下水道へ接続をしてください。くみ取り式トイレがある場合には、水洗式に改造し、下水道への接続をお願いします。

下水道に接続するには

- ① 下水道接続工事は市指定下水道工事店に依頼してください。数社から見積もりを出してもらい検討することをおすすめします（見積もりは有料の場合もありますのでご注意ください）。
 - ② 依頼する工事店が決まりましたら、設計や見積書等をよく確認し、お互いに納得したうえで契約をしてください。
 - ③ 工事を施工して公共下水道へ接続してください。工事はトイレや台所、浴室などの排水口と、下水本管を結ぶ取付管までをつなぐものです。
 - ④ 接続工事が完了しましたら、工事が適正に行われたか確認するため、市職員が検査に伺います。
- ※工事費用につきましては融資あっせん制度を利用することができますので、希望する場合は下水道課へご連絡ください。

用することができますので、希望する場合は下水道課へご連絡ください。

農業集落排水処理施設への接続

農業集落排水処理施設が整備されている地域のご家庭は排水処理施設への接続をお願いします。すでに使用しているご家庭で、次の①～③に該当する場合は下水道課への届出が必要となります。

- ① 転入、転出、出生、死亡等により世帯人数が増減した場合
- ② 使用を停止・再開する場合や、売買等により建物の所有者が変わる場合
- ③ 建物の改築等により宅内配管に変更が生じる場合

農業集落排水事業受益者分担金

農業集落排水処理施設への接続を希望し、新たに取付マスを設置する場合は、1マス420,000円の受益者分担金を納める必要があります。接続を希望される際は下水道課へご相談ください。

水道事業の経営効率化のために

水道の開始・休止などの窓口受付、検針、料金の収納などの業務を民間会社に委託しています。
委託会社 (株)日本ウォーターテックス

水道Q&A こんなことありませんか？

Q 心当たりがないのに水道使用量が多い

A どこかで漏水している疑いがあります。漏水は水道メーターを確認することで発見できます。
水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロット（写真参照）が回転しているときは、漏水していることを表しています。漏水を発見したときは、すぐに市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。修理費は、お客さまの負担となります。
なお、地下での漏水など発見が困難な漏水の場合は、修理が完了した後、水道料金を一部減額する制度があります。



Q 給水装置工事をするときはどうすればいいの？

A 給水装置の新設、改造、撤去工事を行う際は、市指定給水装置工事業者に工事を依頼し、市へ申し込みが必要があります。市指定給水装置工事業者以外で施工した場合は、給水を停止することがありますのでご注意ください。

なお、申し込みの際に給水装置の所有者変更手続きが必要となる場合があります。所有者変更手続きには、所有権移転を証明できる書類などが必要です。

悪質な訪問販売にご注意を！

「水道課からの依頼で」「市役所からきました」などと偽り、水質検査や水道管の点検・清掃を行い、法外な値段で浄水器の販売や水道管の取り換えなどの工事をしようとする訪問販売が発生しています。

水道課では要請のない水道水の検査や浄水器の販売などは一切行っていません。また、水道メーターから蛇口までの水道管は、建物の所有者の管理となります。水道課が業者に水道管の点検・清掃を委託することはありません。
不審に思われた場合は水道課までお問い合わせください。

メーターの検針・交換にご協力を

メーターボックスの中はきれいにしておき、上には駐車したり、物を置いたりしないでください。また、飼犬はメーターボックスから離れたところにつないでください。メーター検針の際に漏水の疑いがある場合は、検針票（水道使用量等のお知らせ）でお知らせしますので、必ず検針票の内容をご確認ください。
水道メーターは、計量法により8年以内に取り換えることになっています。交換は、本庄市管工事業協同組合が実施し、事前にお知らせを郵送します。